令和6年1月17日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、実施機関が保有する死者情報の開示について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 死者情報 死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。)により特定の死者を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。)
 - (2) 実施機関 宮古島市情報公開条例(平成17年宮古島市条例第9号。以下「情報公開条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関をいう。
 - (3) 行政文書 情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。 (死者情報の取扱い)
- 第3条 実施機関は、遺族の権利利益を侵害しないよう慎重に配慮して死者情報を取り扱うものとする。

(開示請求者及び開示対象情報)

- 第4条 別表第1の開示請求者の欄に掲げる者(以下「開示請求者」という。) は、死者情報のうち開示対象情報の欄に掲げる情報(以下「開示対象情報」 という。)に限り、開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることが できる。
- 2 未成年者の法定代理人若しくは成年被後見人である開示請求者の法定代理

人又は開示請求者の委任による任意代理人(以下「代理人」と総称する。) は、当該開示請求者に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の方法)

- 第5条 開示対象情報の開示請求をしようとする開示請求者又は代理人(以下「開示請求者等」という。)は、死者情報開示請求書(様式第1号)を実施機関に提出しなければならない。
- 2 開示請求者等は、自己が開示請求者等の本人であることを証するために必要な書類として、次の各号に掲げるいずれかの書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - (1) 死者情報開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード又は住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、死者情報開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして実施機関が適当と認めるもの
 - (3) 前2号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類
- 3 死者情報開示請求書を実施機関に送付して開示請求をする場合には、開示 請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を実施機関に提出す るものとする。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された

本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類であって、 開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

- 4 代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その 他その資格を証する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに 限る。)を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。
- 5 開示請求者等は、開示請求をするに当たっては、別表第1の開示請求者の 欄に掲げる開示請求者の区分に応じ、それぞれ提示又は提出が必要な書類の 欄に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 6 開示対象情報の開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る開示対象情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、その旨を実施機関に届け出なければならない。
- 7 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
- 8 実施機関は、死者情報開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、 開示請求者等に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 この場合において、実施機関は、開示請求者等に対し、補正の参考となる情 報を提供するよう努めなければならない。

(開示義務)

- 第6条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る開示対象情報 に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が含 まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示対象情報を開示しなけ ればならない。
 - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、開示することができないと認められる情報
 - (2) 死者情報に係る者及び開示請求者(以下「死者等」という。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別

- 符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として開示され、又は開示することが予 定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要 であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条 第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立 行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む 個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生 命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認 められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位 その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたも

- のであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 本市の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 本市の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - イ 犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に 関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行 為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公 共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を 不当に害するおそれ
 - オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害 するおそれ
 - カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼ すおそれ
 - キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人 に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

- 第7条 実施機関は、開示請求に係る開示対象情報に不開示情報とそれ以外の 開示対象情報がある場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分 して除くことができ、かつ、開示請求の趣旨が損なわれることがないと認め るときは、当該部分を除いて、当該開示対象情報を開示するものとする。
- 2 開示請求に係る開示対象情報に前条第2号本文の情報(死者等以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の死者等以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、死者等以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号本文の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る開示対象情報に不開示情報(第6条第1 号に規定する情報を除く。)が含まれている場合であっても、開示請求者の 権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者等に対 し、当該保有個人情報を開示することができる。

(開示対象情報の存否に関する情報)

第9条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る開示対象情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、 当該開示対象情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否すること ができる。

(開示請求に対する決定)

- 第10条 実施機関は、開示請求に係る開示対象情報の全部又は一部を開示する場合は、その旨の決定をし、開示請求者等に対し、死者情報開示決定通知書 (様式第2号)により、その旨を通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る開示対象情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る開示対象情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者等に対し、死者情報不開示決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知

しなければならない。

(開示決定等の期限)

- 第11条 実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に前条各項の 決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、第5 条第8項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数 は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、開示請求があった日から起算して30日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者等に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る開示対象情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る開示対象情報のうちの相当の部分について当該期間内に開示決定等をし、残りの開示対象情報については相当の期間内に開示決定等をすることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者等に対し、第1項に規定する期間内に、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの開示対象情報について開示決定等をする期限
- 4 実施機関は、前条各項の規定により開示請求に係る開示対象情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、開示請求者等に対し、当該各項に規定する通知書によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
- 第12条 実施機関は、開示請求に係る開示対象情報に死者等以外の者(他の市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者を

いう。以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、開示 決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、意見照会書(様式第4号) により通知して、死者情報の開示決定等に関する意見書(様式第5号。以下 「意見書」という。)を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が 当該開示対象情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合にお いて、第10条第1項の規定による決定(以下「開示決定」という。)をする ときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなけ ればならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見 書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示する 日を反対意見書に係る死者情報の開示決定に関する通知書(様式第6号)に より通知しなければならない。

(開示の方法)

第13条 開示対象情報の開示の方法は、別表第2のとおりとする。

- 2 開示対象情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。 この場合において、開示請求者等は、実施機関に対し、第5条第2項及び第 4項に規定する書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る開示対象情報が記録された行政文書を直接開示することにより、当該開示対象情報が記録された行政文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他相当の理由があるときは、当該開示対象情報が記録された行政文書の写しにより、開示対象情報を開示することができる。
- 4 開示対象情報の開示を行う場合において、写しを交付するときの交付部数は、請求があった開示対象情報が記録された行政文書1件につき1部とする。
- 5 実施機関は、開示対象情報が記録された行政文書の閲覧又は視聴を受ける 者が当該公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれ があると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることがで きる。

(写しの作成及び送付に要する費用)

第14条 この規則の規定に基づく死者情報の開示に係る開示対象情報が記録された行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者等の負担とし、情報公開条例第17条の定めるところによる。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、死者情報の開示に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条、第5条関係)

刊表第1(第4条	₹、第5条関係)	,
開示請求者	開示対象情報	提示又は提出が必要な書類
1 死者から	死者である被	(1) 請求内容が当該相続財産に係るものであ
財産を相続	相続人から相	ることを示す書類
した相続人	続した財産に	(2) 不動産の登記事項証明書、契約書等当該
	関する情報	財産が開示請求者に帰属することを証する
		書類又は遺言書(公正証書によるもの又は裁
		判所の検認を受けたもの)、遺産分割協議書
		その他開示請求者が相続した財産であるこ
		とを証する書類
		(3) 被相続人である死者及び開示請求者の戸
		籍謄本その他開示請求者が相続人であるこ
		とを証する書類
2 死者から	死者である被	(1) 請求内容が当該損害賠償請求権に係るも
不法行為に	相続人から相	のであることを示す書類
よる損害賠	続した不法行	(2) 示談書、和解書、裁判所の確定判決書そ
償請求権等	為による損害	の他死者が損害賠償請求権等を取得してい
を相続した	賠償請求権等	たことを証する書類
相続人	に関する情報	(3) 遺言書(公正証書によるもの又は裁判所
		の検認を受けたもの)、遺産分割協議書、開
		示請求者が損害賠償請求権等を相続したこ

i		1		
			ط	を証する裁判所の確定判決書その他開示
			請	ず者が損害賠償請求権等を相続したこと
			を	証する書類
			(4)	被相続人である死者及び開示請求者の戸
			籍	謄本その他開示請求者が相続人であるこ
			لح	を証する書類
3	3 死者の死	近親者固有の	(1)	請求内容が当該権利義務に係るものであ
	に起因して	慰謝料請求権	る	ことを示す書類
	相続以外の	等死者の死に	(2)	示談書、和解書、裁判所の確定判決書そ
	原因により	起因して、相続	T.	他請求者が当該権利義務を取得したこと
	死者の権利	以外の原因に	を	証する書類又は遺贈により開示請求者が
	義務を取得	より開示請求	取	は得した権利義務であることを証する遺言
	した者	者が取得した	書	
		権利義務に関		
		する情報		
4	4 死亡した	死亡した時点	戸籍	騰本その他未成年で死亡した子の親権者
	時点におい	において未成	であ	っったことを証する書類
	て未成年者	年であった自		
	であった死	分の子に関す		
	者の親権者	る情報		

別表第2 (第13条関係)

1 <u>X 77 C (77 1</u>	0) () ()	
行	政文書の種別	開示の方法
文書及び図	文書及び図画(フィルム	閲覧
画	を除く。)	写しの交付
	フィルム(マイクロフィ	 視聴
	ルムを除く。)	
電磁的記録	電磁的記録(録音テー	 閲覧 (印刷物として出力されたものの閲
	プ、録音ディスク、ビデ	覧に限る。)
	オテープ及びビデオデ	写しの交付 (印刷物として出力されたも

ィスクを除く。)	のの写しの交付に限る。)
録音テープ、録音ディス	
ク、ビデオテープ、ビデ	
オディスク等	